

2009 JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ最終戦 第2回 CMS C 神奈川ダートトライアル

J A F 公認 クローズド競技会

特別規則書

- 第1条 大会名称
2009 JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ最終戦
第2回 CMS C 神奈川ダートトライアル
- 第2条 競技種目
ダートトライアル競技
- 第3条 オーガナイザー
コルトモータースポーツクラブ神奈川 (CMS C 神奈川)
- 第4条 開催日
平成21年10月25日 (日曜日)
- 第5条 開催場所
ふじてんリゾート特設コース (山梨県都留郡鳴沢村字富士山8545-1)
- 第6条 大会組織
組織委員長 : 永山 浩之 審査委員長 : 遠藤 俊明
競技長 : 影山 浩一郎 コース委員長 : 戸田 浩
計時委員長 : 松本 暁治 技術委員長 : 川村 永二
救急委員長 : 佐藤 隆行 事務局長 : 高橋 正行
- 第7条 参加車両・クラス区分・参加資格
JMRC 神奈川ダートトライアルシリーズ共通規則書第2章、及び第3章に準ずる。

尚、特別にエキシビジョンクラスとしてRVクラスを設ける。

RVクラスの競技参加資格は通常クラスと同じとする。

車両規定及びクラス区分については以下の通りとする。

※ RVクラス参加車両規定

ジムニー (ワイド含む)・パジェロ (ミニ、EVO含む)、エクストレイル・エスクード・ビッグホーン・ランドクルーザー・サファリ・テラノ・ラングラー・チェロキーとする。

上記以外の車種で出走する場合は、申込の前にオーガナイザーの承認を必要とします。

4点式以上のシートベルト及びヘルメットの着用を義務付ける。

グローブは必ず着用すること。

オープンボディ車は4点式以上のロールバーを装着すること。

バン車はロールバーの装着を推奨する。

ナンバー、車検の無い車両の出走は認めない。

競技中は長袖、長ズボンを着用すること。

バケットシートの装着を強く推奨する。

※ クラス区分

RVビギナー1クラス・RVビギナー2クラス・RVエキスパートクラス

第8条 参加申込みの受付、締切り及び拒否

1. 参加申込み先

〒259-1145

神奈川県伊勢原市板戸350-1-208 若林 純子宛

tel 090-2310-6933 (永山)

※所定の申込書に必要事項を記入し、参加料を添えて現金書留にて郵送又は持参すること。

2. 申込み受付期間

本大会の1ヶ月前～10月21日(水)必着。または大会直前の部会に直接持参のこと。
10月21日以降到着分は当日エントリー扱いとする。

3. 参加料

スーパー1500・クラス1・クラス2・クラス3・FR 10000円

ビギナー1・ビギナー2 9000円

AT 8000円

レディース 8000円

RVクラス 8000円

学生割引9000円(但し、学生証のコピーを同封すること)

当日エントリー 一律12000円

※当日エントリーの締切りは、一般受付終了の30分前までとする。

※当日エントリーにおいてスポーツ安全保険未加入の参加者は当日参加料に1500円を追加して申し込みをすること。ただし、この場合、当日のみ有効となります。

4. 受理

申込み時点において受理扱いとし、受理書の送付は行わない。その他は、JMRC神奈川ダートトライアルシリーズ共通規則書に準ずる。

5. 拒否

JMRC神奈川ダートトライアルシリーズ共通規則書に準ずる。

第9条

競技

走行本数は2本とする。

その他は、JMRC神奈川ダートトライアルシリーズ共通規則書第10章に準ずる。

第10条

コース

コースは当日発表する。

第11条

公式通知

特別規則書並びに共通規則書に記載されていない競技運営に関する実施細目及び指示事項は、公式通知または場内アナウンス(大会当日)によって示される。公式通知に関する抗議は一切受けない。

第12条

抗議

JMRC神奈川ダートトライアルシリーズ共通規則書第14章に準ずる。

第13条

賞典

原則として各クラス1位～6位とするが、参加台数によって変更となる場合がある。

特別に「三菱賞」も用意しております。

第14条

タイムスケジュール

ゲートオープン 7:00

受付 7:30～8:30(当日エントリーは8:00にて締め切る)

コースオープン 8:00～8:50

第15条

競技会の延長及び中止又は短縮

JMRC神奈川ダートトライアルシリーズ共通規則書第15章に準ずる。

第16条

付則

1. 本特別規則書に記載されていない事項については、JMRC神奈川ダートトライアルシリーズ共通規則書(2009年度版)に準ずる。

2. 特別規則書並びに公式通知の解釈に疑問が生じた場合は、大会審査委員会の決定を最終とする。

3. 本特別規則書の違反に対する刑罰は、戒告、出場停止、失格とする。

4. 使用できるタイヤはJMRC神奈川ダートトライアル部会承認済みの物のみ使用することが出来る。

第17条

シリーズポイント

1. 入賞者にはポイントを与える。

JMRC神奈川ダートトライアルシリーズ共通規則書第17章、第18章に準ずる。